

U c a r B I Dサービス利用規約

U c a r B I Dサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、中古車買取事業者（以下「U c a r P A C事業者会員」といいます。）とU c a r P A C株式会社（以下「当社」といいます。）との間における、U c a r B I Dサービス（以下「本件サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

本件サービスを利用するためには、U c a r P A C事業者会員規約に同意し、申し込みをした上でU c a r P A C事業者会員になる必要があります。

U c a r P A C事業者会員が、本件サービスの利用を開始した時に、U c a r P A C事業者会員が本規約40条第1項各号に該当する場合を除き、当社とU c a r P A C事業者会員の間で、本件サービスの利用契約（以下「U c a r B I D利用契約」といいます。）が成立するものとします。なお、U c a r P A C事業者会員は、本件サービスを利用前に必ず本規約の内容を確認するものとし、本件サービスの利用を開始した時点で本規約の内容をすべて承諾したものとします。

U c a r P A C事業者会員は、U c a r B I D利用契約の成立により、当社が提供するU c a r P A C査定車両情報に基づいて買取価格入札機会の提供を受け、車両の購入をすることが出来るものとなります。

第1章 総 則

第1条（用語の定義）

本規約において使用される用語の定義は、以下に定めるところによるものとします。

（1）「U c a r 査定」とは、当社が展開するU c a r P A C取次店または当社の指定する場所で開催する買取査定代行サービスを総称していいます。

（2）「U c a r P A C査定車両情報」とは、当社の査定アプリ「U I S（UcarPAC Inspection System）」により取得する車両査定情報を総称していいます。

(3) 「サイト運営事業者」とは、本件サービスを提供するためのユーザー獲得業務に関して当社との間で業務提携契約を締結した事業者のことを総称していいます。

(4) 「本件サイト」とは、当社およびサイト運営事業者が運営するインターネットサイトおよびガソリンスタンドなどのリアルサイト等のユーザー獲得サイトを総称していいます。

(5) 「U c a r B I Dサイト」とは、当社が運営する入札サイトをいいます。本件サービスをご利用いただく場合には、当社が発行する会員IDによりU c a r B I Dサイトにログインして頂くことが必要となります。U c a r B I Dサイトは、PC、タブレットおよびスマートフォンでご利用頂くことができます。

(6) 「ユーザー」とは、U c a r 査定を申し込んだ個人および法人（中古車の売買を生業としていると当社が判断するものを除く）または当社が指定する法人を総称していいます。

(7) 「ユーザー情報」とは、各種サービスの申し込みに際して、ユーザーが入力・提供した個人情報およびユーザー以外の個人情報を含む情報を総称していいます。

(8) 「U c a r P A Cサイト」とは、当社が運営する中古車売買サイトをいいます。ユーザーはU c a r P A Cサイトを通じてユーザー車の出品を行います。

(9) 「ユーザー出品車両」とは、ユーザーがU c a r 査定の申込を行い、U c a r P A Cサイトを通じてU c a r B I Dサイトに掲載される車両および当社が指定する法人の個人リースアップ車両もしくはユーザー下取車両を総称していいます。

(10) 「個人リースアップ車両」とは当社が指定する法人が所有する個人向けのリースが満了した車両です。引渡し時の車検証上の所有者・使用者は当社となります。

(11) 「ユーザー下取車両」とはユーザー出品車両のうち当社が指定する法人がユーザーより下取をした車両です。引渡し時の車検証上の所有者・使用者はユーザーもしくは当社となります。

(12) 「業販出品車両」とは、U c a r P A C事業者会員が自らの責任の下UISを利用した検査をし、U c a r B I Dサイトに出品される車両を総称していいます。出品形態としてはオークション出品・ワンプライス出品の形態があり、出品されている車両をそれぞれ「オークション出品車両」と「ワンプライス出品車両」といいます。

(13) 「出品通知」とは、U c a r B I Dサイトに車両が出品された際に、当社からU c a r P A C事業者会員に送信される出品に関する通知のことをいいます。

(14) 「買取提示価格」とは、U c a r P A C事業者会員がオークション出品の事業者出品車両およびユーザー出品車両にU c a r P A C査定車両情報に基づき、入札する買取提示価格をいいます。

(15) 「落札申込」とはワンプライスで出品された車両に購入希望の車両に対して落札の申込みをおこなうことをいいます。

(16) 「商談申込」とはU c a r P A C事業者会員が購入を希望する車両に対して商談の申込みをおこなうことをいいます

(17) 「売切金額」とは、出品者が出品時に設定する最低車両販売価格のことをいいます。ただし、ユーザー出品車両における売切金額は、当社がユーザーに売却を依頼した金額であり、当社がこの金額での売却を保証するものではありません。

(18) 「入札期間」とは、出品通知受領後に当社が別途終了時期を決定する期間であり、U c a r P A C事業者会員が買取提示価格を入札する期間をいいます。

(19) 「承認期間」とは、ユーザー出品車両に設定され入札期間終了後に当社が別途終了時期を決定する期間であり、ユーザーが各種落札手続を踏むための期間をいいます。

(20) 「商談期間」とは、オークション出品の業販出品車両に設定され、売切金額以上の入札がない場合、入札期間終了後に当社が別途終了時期を決定する期間であり、出品事業者が商談受け付ける期間をいいます。

(21) 「出品事業者」とは、本件サービスを利用し車両を出品するU c a r P A C事業者会員のことをいいます。

(22) 「落札事業者」とは、本件サービスを利用し車両を落札または落札しようとするU c a r P A C事業者会員のことをいいます。

(23) 「買取案件」とは、ユーザーが売却申込を確定し、当社が落札事業者に対してユーザー情報を開示した取引および事業者間で成立した売買の取引のことをいいます。

(24) 「売買契約」とは、当社とユーザー出品車両落札事業者との間に結ばれる買取案件の売買契約および、出品事業者と業販出品車両の落札事業者との買取案件の売買契約を総称していいます。

(25) 「買取代金」とは、買取案件が成立した場合に落札事業者が当社および出品事業者に対して支払う車両買取金額をいいます。

(26) 「U c a r B I D 仲介手数料」とは、売買契約が成立した場合に落札事業者が当社に支払う成功報酬手数料をいいます。

(27) 単に「車両」という場合には、ユーザー出品車両及び業販出品車両を含むものとします。

(28) 「陸送必須車両」とは、ユーザー出品車両のうち当社指定業者による陸送が必要な車両をいいます。

(29) 「譲渡書類」とは、成約車両について道路運送車両方に定める新規登録、移転登録、抹消登録にひつような書類および、自動車損害賠償責任保険証明書、リサイクル預託金証明書（または預託金額が証明できる書類）、納税証明書等当社が必要と判断したものをいう。

第2条（本件サービスの内容）

本規約に基づいて当社が提供する本件サービスの主な内容は、以下のとおりとするものとします。

(1) U c a r B I D サイト内での U c a r P A C 査定車両情報の提供

U c a r B I D サイトにログインすることにより、ユーザー出品車両または、業販出品車両の U c a r P A C 査定車両情報を閲覧することができます。

(2) U c a r B I D サイト内での買取価格入札機会の提供

U c a r B I D サイトにログインすることにより、出品車両に対して U c a r P A C 査定車両情報に基づく買取提示価格の入札や、落札申込をすることができます。

(3) U c a r P A C 事業者会員の U c a r B I D サイトへの車両の出品

U c a r B I D サイトより出品処理をすることにより、他の U c a r P A C 事業者会員へ U c a r P A C 査定車両情報を公開して、入札を受けることができます。

第2章 入札・落札

第3条（ユーザー出品車両の査定）

1. 当社は、UcarPAC事業者会員の便宜に資するため、ユーザー出品車両については、ユーザーの申告内容に基づきユーザー出品車両を査定し、別途UcarBIDサイトに定める評価基準により評価をするものとします。
2. 前項の査定は、評価点の設定を目的としており、ユーザー出品車両の査定結果および品質を保証するものではないものとします。
3. UcarPAC事業者会員は、本条第1項に基づき、当社が行った査定の内容および評価点を参考とすることはできますが、査定の内容または評価の相違については、別途定めるUcarBIDクレーム・ペナルティ細則の範囲を超えて当社に責任を求めることはできないものとします。

第4条（出品車両への入札、売買契約の成立）

1. UcarPAC事業者会員は、購入をしようとする車両のUcarPAC査定車両情報、評価、内容を把握した上で、入札の申し込みおよび落札申込をするものとし、UcarBIDサイトを通じて買取提示価格を入力する際および落札申込をする際には、自己の責任において、金額を確定し、入力された金額に責任を負うものとします。
2. UcarPAC事業者会員は、出品されている車両がオークション出品車両の場合、入札期間内に買取提示価格を入札するものとし、買取提示価格は変更できないものとします。出品車両の売買契約は出品者が定めた売切金額を超えて入札がおこなわれ入札期間が終了した時点、または、出品者から指名を受けた時点（売却申込が確定した時点）における金額で成立したものとみなし、当該金額を支払う義務が発生します。
3. 前項に関わらず、UcarPAC事業者会員は、入札期間内においても、UcarBIDクレーム・ペナルティ細則に定めるペナルティを当社に支払うことにより、入札の取り消しができるものとします。

4. UcarPAC事業者会員は、購入希望のワンプライス出品車両に対して落札申込をすることができます。当社が出品事業者に出品車両の在庫および売却意思を確認した時に売買契約が成立したものとみなし、当該金額を支払う義務が発生します。

第5条（ユーザー出品車両の落札に際する留意事項）

1. UcarPAC事業者会員は、ユーザー出品車両の落札においては出品者が一般ユーザーであることを考慮して、入札または落札申込および商談申込を行うものとします。

2. 出品者情報の出品者コメントについてはユーザーが直接入力するものであるため、出品者コメントの正否を当社に求めることはできないものとします。

3. ユーザー出品車両の譲渡書類は、当社にて譲渡書類一式を確認の上、対象車両の引き渡し完了の確認後および所有権が設定されている場合には当該所有権の解除を確認後、すみやかに当社より落札事業者へ送付するものとします。

4. 落札事業者は、ユーザー出品車両の落札時においては、車両および譲渡書類遅延等によるペナルティは適応対象外であることにつき、あらかじめ了承するものとします。ただし、売買の成立より30日以内に車両または譲渡書類の引渡が行われなかった場合および、出品者もしくは当社が認める場合、落札事業者は売買契約の解除を当社に申請することができます。

5. 当社は落札事業者に対して、譲渡書類の到着が車両の引渡より14日以上が経過した場合は最大1万円（いずれも成約車両価格の1/2か、記載の金額の低い方を上限とする。こちらは民法420条第1項に定める損害賠償額の予定とし、当該金額を超える賠償等の責任を負わないものとする。）を支払うものとします。

第6条（商談落札について）

1. UcarPAC事業者会員は当社が仲介することにより、商談にて該当車両の購入をすることができます。

2. UcarPAC事業者会員が商談を希望する場合、当社が定める手順にて商談申込を行うものとします。ただし、商談は出品者の意向にそって行なわれるものであり、当社で商談を保証するものではありません。

3. 落札事業者は、商談により当該車両の売買が成立した場合、UcarBID落札手数料に加え、別途定める商談成約手数料を支払うものとします。

第7条（落札通知）

1. 当社は、落札事業者が車両を落札した場合、その結果を本サービスへの掲載および請求書の送付によって当該落札事業者に対し通知するものとします。

2. 前項の請求書は落札日の原則翌々日までに通知およびマイページで確認可能な状態にするものとします。

第8条（落札事業者の義務）

1. 落札事業者は、本件サービスでの車両落札につき、次の義務を負うものとします。

（1）落札事業者は当社の定める手順に従い、落札車両の代金、自動車税相当額、リサイクル預託金、手数料等の支払いを行うものとします。

（2）落札した車両が登録番号のある車両の場合、名義変更手続を行うこととします。

（3）落札事業者は車両搬出後、すみやかに名義変更手続を完了させ、当社に連絡するものとします。名義変更手続は落札事業者が責任をもって誠実に行い、当社に何らの迷惑をかけるものとしません。なお、軽自動車については、名義変更と同時にユーザーの納税義務消滅の手続きを行うものとします。

2. 落札事業者は、落札した出品車両が消費税非課税対象の福祉車両であっても、当該車両に係る消費税を当社に支払うものとします。落札事業者が当該車両にかかる消費税の還付を求める場合は、自ら書類到着日を含む7日以内に当社に申告を行わなければならないものとします。

3. 落札事業者は、落札後すみやかにユーザーまたは出品事業者から対象自動車の引渡しを受けられることができるよう、当社および当社指定の陸送会社と調整しなければならないものとしします。

4. 落札事業者は、落札した車両に対してクレームを申請する場合は、建設的かつ円満に解決するよう協議をし、クレーム処理に関する当社の裁定に従わなければならないものとしします。

第9条（対象自動車の所有権の移転）

対象自動車の所有権移転については売買契約により対象自動車が、落札事業者へ引き渡された時にユーザー出品車両は当社を経由して、ユーザーから、業販出品車両は出品事業者から落札事業者に移転するものとしします。

第10条（ユーザー出品車両の搬出および陸送）

1. 落札事業者は、対象自動車を、当社の指定する場所から、当社から送信される入金確認通知の受領後8日以内に所定の手続きにしたがい搬出しなければならないものとしします。ただし、引渡予定日が予め記載してある場合など、当社が搬出期間を8日以上に設定する場合があります、その場合は当社の指示に従うものとしします。

2 落札事業者が指定する陸送会社による落札車両の搬出を望む場合、所定の方法により当社に通知するものとしします。

3. 当社は、落札事業者が当社から送信される入金確認通知の受領後8日以内に落札車両を搬出しなかった場合、売買契約を解除することができるものとしします。

4. 落札車両の搬出に要する燃料および費用は、当該落札車両を搬出する落札事業者の負担とするものとしします。

5. 当社の指定する場所において落札車両の搬出および陸送会社への落札車両の搬入完了をもって、落札事業者への引渡しが完了したものとしします。

6. 落札事業者が所定の搬出期限までに当該落札車両を搬出しなかった場合、落札事業者
に、当社に対する、別途定めるペナルティの支払義務が発生するものとします。
7. 当社は落札車両の保管に関し、一切の責任を負わないものとします。
8. 落札事業者は古物営業法を遵守して車両の搬出を行うものとします。

第 1 1 条（業販出品車両・陸送必須車両の搬出および陸送）

1. 落札事業者は、入札および落札申込時に、車両の陸送手配先として当社が指定する陸送
会社を利用することを承諾するものとします。
2. 落札した車両に関する陸送契約は落札事業者と陸送会社間において締結され、当社は陸
送中の事故、遅延等について一切の責を負わないものとします。
3. 陸送会社から落札事業者の搬入完了をもって、落札事業者への引渡が完了したものと
します。
4. 落札事業者は入札または、落札申込をもって、当社が提携する陸送会社の規約（[http://
www.logi-co.co.jp/service/rules.pdf](http://www.logi-co.co.jp/service/rules.pdf)）に同意したものとみなします。

第 1 2 条（落札事業者都合による契約解除）

1. 落札事業者は、落札車両の落札日の翌日（当該日が日曜日の場合は翌日）午後 5 時まで
に当社に申し出た場合、およびそれ以降は当社が認めた場合に限り、別途定めるペナルティ
を支払うことにより、当該車両の売買契約を解除することができるものとします。
2. 前項の場合でも、当社に対する U c a r B I D 仲介手数料（ユーザー出品車両の場合は
5 万円を上限とする）の支払いおよび出品事業者の U c a r B I D 仲介手数料の支払い義務
を負う。

第13条（納車およびクレーム）

1. 落札事業者は、落札車両の引渡し完了後すみやかに当該車両とU c a r P A C査定車両情報に相違がないことを確認しなければならないものとします。
2. 前項の結果、相違または問題等を認めた場合には、別途定めるクレーム申請期限内に限り、当社所定のWEBフォームよりクレームの申告することができるものとします。

第14条（落札限度額）

1. 当社は、U c a r P A C事業者会員について落札限度額を定めることができるものとします。
2. 当社は、前項により定めた落札限度額を随時変更することができるものとします。
3. 落札限度額を定められたU c a r P A C事業者会員は、落札限度額の範囲内に限り、車両を落札することができるものとします。

第3章 出品

第15条（業販出品車両の評価基準）

1. 出品事業者は、落札事業者の便宜に資するため、業販出品車両について、自らの責任によってUISを利用した査定によりU c a r P A C査定車両情報を作成するものとします。
2. 前項のUISを利用した査定によるU c a r P A C査定車両情報の作成は、評価点の設定を目的としており、入力されたデータの正確性および業販出品車両の品質を当社が保証するものではないものとします。
3. 出品事業者は、本条第1項に基づき、UISで作成されるU c a r P A C査定車両情報の内容および評価点を参考とすることはできますが、査定の内容または評価の相違について、当社に責任を求めることはできないものとします。

第16条（事業者出品車両の出品）

1. 出品事業者は、本件サービスへ車両を出品するにあたり、エンドユーザーの立場で、次の義務を負うものとします。

（1）本件サービスがインターネットを介して提供された画像による出品であることを十分に理解した上で、車両の点検整備を綿密に行い、当社が提供するUISを利用した査定を実施の上、車両の状態、品質、不具合、欠陥の程度を正確に提示し、曖昧または紛らわしい表記をしてはならないものとします。

（2）前号の査定結果、その表示、その他の結果について出品事業者は責任を負うものとします。

（3）成約した車両においてクレーム等のトラブルが生じた場合、出品事業者、落札事業者は誠実に協議をおこない、当社の裁定に従うものとします。

2. 出品事業者は、出品した車両につき成約した場合、落札日を含む8日以内に、当社が指定する陸送会社による車両の引き渡しをしなければならないものとします。ただし、成約時に落札事業者の承諾がある場合を除きます。

3. 出品事業者は、出品した車両につき成約した場合、成約日を含む7日以内に、譲渡書類を当社へ到着させなければならないものとします。

4. 出品事業者は、U c a r P A C 査定車両情報を売買契約条項とみなし、明確に表示するものとします。

5. 出品事業者は、車両の引き渡し場所が本件サービスに登録してある所在地と異なる場合、オークション出品の場合は、出品時にU c a r P A C 査定車両情報に車両の引き渡し場所が本件サービスに登録してある所在地と異なることを明確に表示し、ワンプライス出品の場合は当社による在庫の確認時にその旨を申告するものとします。

6. 出品事業者は、車検の有効期間がある車両（軽自動車を除きます。）を出品しようとする場合は、当該出品車両に係る自動車税が納税済みであることを確認するものとします。

7. 出品事業者が本条第2項および3項に定める期限までに対象自動車および譲渡書類の引き渡しをしなかった場合、落札事業者へ別途定めるペナルティの支払い義務が発生するものとします。

第17条（業販出品車両の条件）

1. 出品事業者が出品可能な車両は以下の条件を満たすものとします。

- (1) 第18条に定める譲渡書類を完備していること
- (2) UISを利用した査定をおこなった車両であること。ただし、UcarPAC査定車両情報において未査定車両、事故現状車両である旨を記載している場合を除きます。
- (3) 10リットル以上の燃料を搭載もしくは電気自動車の場合は10kwh以上の充電をし、自走による落札事業者までの陸送も含め、社会通念上、通常に走行可能な車両であること。なお陸送会社が善良なる管理者としての注意をもって運転または運搬しようとしたにも関わらず陸送ができない車両については、本項の条件を満たしていなかったものとみなします。
- (4) スペアタイヤ、工具、ジャッキ等を備えていること。ただし、UcarPAC査定車両情報において欠品である旨を記載している場合を除きます。
- (5) 自社名義、または譲渡書類のすみやかな差し替えが可能な車両であること
- (6) 陸送会社が運搬可能な状態であること。車高が著しく低い車両、オイル洩れ・水漏れなどの理由により陸送が不可能と判断された場合、出品事業者は自らの責任で陸送可能な状態にするものとします。ただし、事故現状車は除きます。
- (7) 本条第1条第5号の定めに関わらず、出品事業者は、出品する車両の車検証所有者が破産会社、死亡相続または未成年である、もしくはダブル移転に該当する等、陸運支局または検査登録事務所によって取り扱いが異なる場合には、自らの名義に変更後、出品するものとします。ただし、成約時までには落札事業者の承諾がある場合を除きます。

2. 出品事業者は次の各号に該当する車両を出品してはならず、出品の事実が発覚した場合、当社は出品事業者の承諾を得ることなく、出品の取消しを行う事ができます。

- (1) 事業用ナンバー車両
- (2) 二輪車・三輪車（トライク）
- (3) 盗難車両、接合車両、差押え車両等の違法な車両
- (4) 国産車のうち未登録車（製造後一度も登録されたことのない車両をいう）
- (5) 車両部品、船舶等の車両以外の物品
- (6) 農業機械、工業機械等の特殊車両

3. 本サービスにおいて第1項または2項に該当する車両の売買が成立した場合でも、当社は当該出品事業者もしくは落札事業者の承諾を得ることなく売買を解除することができるものとします。

第18条（業販出品車両の譲渡書類）

1. 出品する車両には、次の条件を満たす譲渡書類を備えるものとする。

（1）出品する車両が軽自動車以外で車検の有効期間がある場合、

- ①車検証
- ②自動車損害賠償責任保険証
- ③譲渡証明書
- ④印鑑証明書（有効期限が成約日の翌月末以降まで残存するものに限りませう。）
- ⑤委任状（有効期限が成約日の翌月末以降まで残存するものに限りませう。）
- ⑥リサイクル券
- ⑦自動車税納税証明書（直近年度のもの）
- ⑧その他当社が指定する書面

（2）出品する車両が軽自動車以外で車検の有効期間がない場合

- ①登録識別情報等通知書
- ②譲渡証明書
- ③リサイクル券
- ④その他当社が指定する書面

（3）出品する車両が軽自動車で車検の有効期間がある場合

- ①車検証
- ②自動車損害賠償責任保険証
- ③OCR用紙（1号用紙または申請依頼書）
- ④リサイクル券
- ⑤自動車税納税証明書（直近年度のもの）
- ⑥その他当社が指定する書面

(4) 出品する車両が軽自動車で車検の有効期間がない場合

①軽自動車検査証返納証明書（平成24年6月4日以降に交付されたものの場合、軽自動車届出済証返納済確認書も添付）

②リサイクル券

③その他当社が指定する書面

(5) 輸入車（日本国内において未登録のものに限る）である場合

①予備検査証（当社到着時点で有効期限が満2ヶ月以上残存するもの）

②通関証明書

③譲渡証明書

④その他当社が指定する書面

2. 譲渡証明書、販売証明書、印鑑証明書、委任状、その他当社が指定する書面については以下の通りとします。

(1) 差し替え可能なものであること

(2) いかなる陸運支局または検査登録事務所においても登録が行えるものであること

(3) 当社が指定する書面のうち住民票については、マイナンバーの記載が無いもの

3. 出品事業者および落札事業者は、譲渡書類の確認について次の義務を負うものとします。

(1) 落札事業者は、本サービスでの車両落札後、受領した譲渡書類を確認し、不備があった場合には受領日を含む7日以内に当社に対しその旨を申告するものとします。

(2) 出品事業者は、譲渡書類のうち特殊用途にかかる登録書類に関して不備があり落札事業者から前号に基づく申告があった場合、落札事業者が登録をしようとする地域における登録に必要な書類を提出するものとします。

(3) 出品事業者は、当社から本項第1号に基づく申告があった旨通知を受けた場合、通知日から7日以内に譲渡書類の不備を解消するものとします。

(4) 還付金譲渡請求権譲渡書について、当社は受付または保管等を行わないものとします。

第19条（業販出品車両の出品手続き）

1. 出品事業者は、車両を出品する場合、UISを利用し、当社の定める手順に従うものとします。
2. 出品事業者は、車両の状態が、U c a r P A C 査定車両情報と異なる場合および変更された場合には、自らの責任において、ただちにこれを訂正するものとします。ただし、オークション出品車両に関しては入札期間にU c a r P A C 査定車両情報変更はできないものとします。
3. リサイクル預託金を預託済みの車両を出品する場合、U c a r P A C 査定車両情報に預託金額を入力するものとします。
4. 出品事業者は、出品する車両が消費税非課税対象の福祉車両である場合、その旨をU c a r P A C 査定車両情報に明記するものとします。
5. 出品事業者が、ワンプライス出品車両の出品期間中に何らかの理由で出品を保留または取り消しをする場合、自らの責任においてこの処理を行わなければならものとします。
6. 前項により出品を保留または取り消しをしたワンプライス出品車両は、再出品することができます。
7. オークション出品車両に関しては、当社が定める商談期間中は再出品できないものとします。
8. ワンプライス出品車両の本サービスへの出品期限は1年を限度とします。出品事業者は期限経過後に再出品することができるものとします。
9. 出品事業者は、車検の残余有効期間が翌月末までに期限を迎える車両を出品する場合、原則として登録抹消済み車両として出品するものとします。ただし、継続車検の取得に必要な措置が講じられていることが確認できる等、当社が認める場合を除きます。
10. 出品事業者は、落札車両について落札前または車両引渡し前に犯した交通違反の反則金未払い等により落札事業者が車検を受けることができない事態の発生を防ぐために、必要な措置を講じ、かつ当社が求める書類等を速やかに提出するものとします。なお、落札事業者から上記に関するクレーム申告があったにも関わらず出品事業者が当該申告のあった日から30日を経過してもなお是正措置を講じない場合、あるいは当社が求める書類等を提出し

ない場合、当社は別途定めるUcarBIDクレーム・ペナルティ細則に基づく裁定を行い、当該車両の取引を解除することができるものとします。

第20条（業販出品車両の出品制限）

1. 当社は、出品された車両の出品価格またはUcarPAC査定車両情報への記載内容が適正でないと判断した場合、出品の制限または是正指導をすることができるものとします。
2. 前項の指導を受けた出品事業者は、これに従うものとします。

第21条（業販出品車両の成約通知）

当社は、出品事業者が出品した車両が成約となった場合、その結果を本件サービスへの掲載および電子メール等によって当該出品事業者に対しすみやかに通知します。

第22条（出品事業者の売買成立後の手続き）

1. 出品事業者は、全ての譲渡書類を、当社を介して落札事業者へ送付するものとします。
2. 当社は、UcarPAC査定車両情報に車検満了年月または登録番号が記載されている場合、名義変更扱いとして処理するものとします。
3. UcarPAC査定車両情報に記載のある保証書、取扱説明書または記録簿等は、譲渡書類と同時に当社に送付するものとします。
4. 出品事業者は、書類等を車内積込等して紛失または破損等した場合、自らの責任で対応するものとします。

第23条（出品事業者都合による契約解除）

1. 出品事業者は、出品車両の成約日の翌日（当該日が日曜日の場合は翌日）午後5時までに当社へ申し出た場合、およびそれ以降は当社が認めた場合に限り、別途定めるペナルティを支払うことにより、当該車両の売買契約を解除することができるものとします。
2. 前項の場合でも、出品事業者は、当社に対するU c a r B I D仲介手数料の支払いおよび落札事業者の当社に対するU c a r B I D仲介手数料の支払いと、車両の陸送手配に要した費用等の支払い義務を負う。

第4章 精算

第24条（U c a r B I D仲介手数料）

1. U c a r P A C事業者会員は、落札事業者または出品事業者として買取案件が成立した場合に、本件サービス利用の対価として、別途定めるU c a r B I D仲介手数料を当社に対して支払うものとします。
2. 当社は、売買代金の支払いを確認したときは、対象自動車を購入した落札事業者に対する領収証の発行に代えて、当社所定の方法により当該売買代金を受領した旨を表示することとします。
3. 当社は、落札事業者が落札車両代金等の支払を遅延した場合、当該売買契約の解除通知を行った後に当該売買契約を解除できるものとします。また、この場合、落札事業者は出品事業者および当社に対して別途定めるペナルティの支払義務が発生するものとします。

第25条（出品事業者の車両代金の受領）

出品事業者は次の方法によって車両代金の支払いを受けるものとします。

- （1）売買の成立後、落札事業者からの当該車両代金の入金確認および当該車両の譲渡書類の当社への到着確認後2営業日以内に、当社は出品事業者に対し車両代金を支払うものとします。

(2) 当社が、出品事業者に対して手数料等の支払いを求める債権を有している場合、当社は、当該債権をもってまたは相殺することができるものとする。

(3) 成約車両の売買契約が本規約その他当社の定める規約もしくは仲裁裁定により解除された場合、出品事業者は第1項により受領した車両代金及びその他の費用を直ちに当社に返還するものとします。

第26条（車両落札時の落札事業者の支払い）

1. 業販出品車両かつ、ワンプライス出品車両の場合、落札申込をした車両について当社は落札申込受付後、原則3営業日以内に出品事業者の販売意思の確認するものとし、販売意思の確認が取れ次第すみやかに落札事業者へ売買契約成立の通知、車両代金及びU c a r B I D仲介手数料等の支払金額の通知をするものとします。

2. 業販出品車両かつ、オークション出品の場合、当社はすみやかに売買契約成立の通知をおこない、売買契約成立の通知後3営業日以内に車両代金及びU c a r B I D仲介手数料等の支払金額の通知をするものとします。

3. ユーザー出品車両の売買契約成立後すみやかに、落札事業者へ売買契約成立の通知、車両代金及びU c a r B I D仲介手数料等の支払金額の通知をするものとします。

4. 落札事業者は、本条1項または2項および3項の支払金額の通知受領日を含む3営業日以内に車両代金及び手数料等を当社指定の銀行口座に振込送金する方法により支払うものとします。

5. 振込手数料は送金を行う者の負担とし、当社は、落札事業者が誤った振込先金融機関口座に振り込んだことによって当該落札事業者が生じた損害や不利益について、一切の責任を負わないものとします。

6. 落札事業者は、当社に対して、成約車両代金等の債権を有している場合でも、落札車両代金等の債務との相殺を主張できないものとします。

7. 落札事業者は、落札した車両にクレームを申告する場合でも、本条4項の期限までに車両代金を支払わなければならないものとします。

8. 落札事業者が本条4項に定める期限までに支払いを怠ったときは、落札事業者は出品事業者および当社に対して延滞額に対して完済日まで年14.6%の割合の遅延損害金およびペナルティを支払わなければならないものとします。

第27条（リサイクル預託金の修正）

1. 落札事業者は、落札した車両にリサイクル券の不備またはリサイクル料の金額の申告に誤りがあった場合、譲渡書類が到着した日を含む7日（期限日が日曜日の場合は翌日）以内に、当社に申告するものとします。

2. 出品事業者は、成約した車両のリサイクル預託金額の申告に誤りがあった場合、成約日を含む7日（期限日が日曜日の場合は翌日）以内に、当社に申告するものとします。

3. 当社は、前2項の申告を受け付けた場合、当該車両の売買契約の相手方に連絡し、リサイクル券の送付の指示、または精算金額の訂正を行うものとします。

4. 前項の連絡を受けた出品事業者または落札事業者は、当社からの指示に従わなければならないものとします。

5. 期限を過ぎた申告に関しては、当社は一切受付しないものとします。

第28条（自動車税相当額の精算）

1. 売買された車両に登録番号がある場合、売買契約の成立月（軽自動車税は成立年度）までをユーザーおよび出品者負担とし、売買契約成立月の翌月（軽自動車は翌年度分）以降の相当額を当社は当該落札事業者に対し、月割にて請求するものとします。

2. 本件サービスでは、車両価格の平準化を目的として、車両価格とは別に当社所定の自動車税月割り想定金額を表示するものとします。月割り想定金額は標準税率を基準とし、制限税率による都道府県ならびに市町村対応および軽減税率対応、その他の減免や免税・特例等への対応はなされないものとします。月割り想定金額は車両価格を算定しやすくするための当社所定の設定金額であり、個別の税金金額を特定・確定するものではありません。会員

は、月割り想定金額と実際の税金金額に差異がある場合には、差異分が車両価格内に含まれることを予め承諾するものとします。

2. 自動車税相当額について、当社は以下の表により、自動車税相当額の精算を行う。ただし3月中に売買された車両について、落札事業者が当月中に名義変更した場合は、落札事業者へ返金するものとします。

3. 出品事業者への精算は、名義変更完了後、当社の定める日に行うものとします。

4. 売買された車両の自動車税が未納である場合は、出品事業者は速やかにこれを納付するものとします。

5. 名義変更の完了通知は、提出期限内に当社へ車検証の写しをFAXまたは電子メールにて送付することとします。提出期限を過ぎた場合、当社は自動車税相当額の返金を行わないものとします。

▼ユーザー出品車両

対象	移転登録（名義変更）	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書あり）
落札事業者	返金なし	返金なし

▼業販出品車両

対象	移転登録（名義変更）	抹消登録（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
落札事業者	返金なし	月割計算を行い、支払い
出品事業者	残月分の自動車税相当額を支払い	月割計算を行い、支払い

第 28 条の 2（還付不能時の取り扱い）

1. 落札事業者が名義変更の手続きを遅延したことにより出品事業者が自動車税相当額の還付を受けられなかった場合、出品事業者は当社を通じて落札事業者に対該還付されるべき金銭を請求することができます。
2. 前項の請求をしようとする出品事業者は、還付を受けられなかったことを証する書類を当社に提出するものとします。
3. 当社は出品事業者から提出された書類を確認し、落札事業者に請求するものとします。
4. 前項の請求を受けた落札事業者は、その支払いに応じなければならないものとします。

第 29 条（名義変更保証金）

1. 落札された車両の売買契約の成立月が 3 月の場合に限り、当社は落札事業者に対し名義変更保証金を請求するものとします。
2. 落札された車両が、軽自動車であり登録番号がある場合かつ成約落札日が 3 月の場合に限り、当社は、落札事業者に対し名義変更保証金を請求するものとします。
3. 前項により請求する名義変更保証金は、当該売買契約の対象車両の自動車税の 1 年分の金額となります。

第 29 条の 2（自動車税相当額の二次抹消の取り扱い）

1. 落札事業者が、移転登録後、同一年度内に抹消登録を行い、自動車税相当額の返金請求を行おうとするときは、登録終了後翌日までに、当社まで連絡の上、名義変更を行ったことを証するため車検証の写しを F A X にて送付するものとします。
2. 前項の請求期限は、取引成立日を含む 90 日以内までとします。
3. 登録番号付出品車両については自動車税が全て納付されている場合に限りです。未納だった場合、出品事業者は自らの責任でただちに納付手続きを行い、当社にその旨を通知しなければならぬものとする。

4. ユーザー出品車両の場合は、出品者がユーザーということを鑑み自動車税相当額の二次抹消の取り扱いの対象外とします。

第30条（自動車損害賠償責任保険の精算）

売買された業販出品車両の自動車損害賠償責任保険証における契約者の使用の本拠が、沖縄県または離島等であり、権利譲渡される契約者に保険料の追徴金が発生するときは、落札事業者が落札日の翌月末日までに当社へ申告した場合に限り、出品事業者は、当社を通じ、当該追徴金額を落札事業者へ支払わなければならないものとする。ユーザー出品車両については自動車損害賠償責任保険の精算の対象外とします。

第31条（代理受領）

買取案件に係る買取代金及び手数料等は、当社が受領し、当社からUcarPAC事業者会員またはユーザーに対して支払うものとします。

第5章 登録

第32条（名義変更の手続き）

1. 落札事業者は、落札した車両に登録番号がある場合、名義変更手続きについて以下の定めに従うものとします。

（1）譲渡書類を受領後、名義変更期限（指定なき場合は車両引き渡し日の翌月末日）までに移転登録または抹消登録を完了し、名義変更後の車検証の写しをFAXまたは電子メールにて当社に送付することとします。

名義変更手続は責任をもって誠実にいき、当社に何らの迷惑をかけないものとします。なお、軽自動車については、名義変更と同時にユーザーの納税義務消滅の手続きを行うものとします。

(2) 落札した車両が軽自動車である場合は、名義変更控えを保管しておくこととします。

2. 当社は、落札事業者が所有者および使用者を変更した上で前項の手続きを行うことにより、報告を完了したものとみなします。

3. 譲渡書類の差し替えを希望するときは、別途定めるUcarBIDクレーム・ペナルティ細則に

従い、当社に申し出なければならないものとします。

4. ユーザー出品車両の譲渡書類等については、当社がユーザーより回収し、内容確認の上、落札事業者に送付するものとします。なおユーザー出品車両については、車両及び譲渡書類引き渡し遅延等によるペナルティは適用されないものとします。

第33条（業販出品車両の早期名義変更）

1. 出品事業者は、成約時に落札事業者の承諾がある場合に限り、名義変更期限を早めることができます。

2. 出品事業者は、成約後であっても、落札事業者の承諾を得られた場合に限り、名義変更期限を早めることができるものとします。この場合、出品事業者は別途定める早期名義変更ペナルティを支払わなければならないものとします。

第34条（ナンバー応談の取扱）

1. オークション出品車両のUcarPAC査定車両情報に『ナンバー応談』等の記載がある場合、落札事業者は成約日当日に継続・落札のいずれかの意思表示をする事とする。意思表示のない場合は継続扱いとします。

2. 車検有効期限が翌月以降有る車両の抹消依頼をする場合、落札事業者は抹消手数料として¥3,000-を負担するものとします。

3. 当該取引がクレーム等により取引が中止となった場合でも前項で定める抹消手数料は返還しないものとします。

4. 車検残のある車両を抹消依頼により抹消した場合で、当該取引がクレーム等により取引が中止になった場合でも出品事業者への補償はしないものとします。

第35条（名義変更遅延）

1. 落札事業者が、当社が定める方法にて名義変更の完了後の連絡を怠った場合、出品事業者および当社に対して、別途定めるペナルティを支払わなければならないものとします。また当社は、名義変更期限以降、当該落札事業者の本件サービスの利用を制限することができます。

2. 当社は、落札車両の移転登録または抹消登録等の連絡がない場合、当社にて現在登録証明を取得して確認を行うものとし、この場合、落札事業者またはユーザー出品車両落札事業者は手数料として3,000円（税別）を当社に支払わなければならないものとします。

3. 軽自動車の税止め申告を怠って旧名義人に課税が発生した場合、当社に対して、別途定めるペナルティの支払義務が発生するものとします。

4. 落札事業者が第32条1項の定め違反し、その程度が著しいと当社が認める場合、当社は当該落札事業者に代わり、当該車両の登録を抹消申請することができる。この場合、落札事業者は当社の譲渡書類等の送付指示等に従わなければならない、掛る費用は当該落札事業者が負担するものとします。

第5章 処分

第36条（クレーム）

1. 当社は、出品事業者または落札事業者から、本件サービスを利用して出品・購入された車両に関するクレーム申請を受けた場合、別に定めるUcarBIDクレーム・ペナルティ細則に基づき、あっせん・仲裁裁定を行うものとします。
2. クレーム当事者は、前項による当社の仲裁裁定に従うものとする。

第37条（禁止行為）

UcarPAC事業者会員は次に掲げる行為をしてはならないものとし、

- （1）出品事業者が、自ら出品した車両に対し自ら入札または落札申し込みを行うことや、第三者に入札または落札申し込みすることを依頼すること、またはそれに協力することおよびこれらに類似する行為
- （2）出品事業者が、車両を入札または落札しようとする落札事業者へ直接連絡すること、または落札事業者が、ユーザーおよび車両の出品事業者または落札した車両の旧名義人等へ直接連絡する行為
- （3）本件サービス掲載のデータ（写真・UcarPAC査定車両情報・文字情報などを含みます。）を複製または転載および転用する行為
- （4）その他当社が不相当と認めた行為
- （5）落札事業者が、名義変更の完了以前に当該車両を走行使用する行為。ただし、当社が特別に認める場合を除きます。

第38条（禁止行為違反）

1. 出品事業者が、出品する車両の不具合箇所を知りながら故意にその表示を行わなかったときは、当社は、当該出品事業者との契約の解除、出品もしくは落札の制限、停止、または金銭的ペナルティを科し、もしくはその両方を科することができるものとします。

2. U c a r P A C事業者会員が第37条第1号から第4号に掲げる行為をした場合、当社は当該会員との契約を解除し、または禁止行為違反ペナルティを科し、もしくはその両方を科することができるものとします。

3. 落札事業者が第37条第5号の定めに違反し、当該車両にて事故、交通違反、駐車違反等を起こし、当社、出品事業者または当該車両の前所有者等に損害を与えたと当社が判断した場合、当該落札事業者は当社に対し移転登録前走行ペナルティを科し、かつ、発生した損害を補償するものとします。

第39条（当社による取引取り消し）

1. 当該車両の落札が、出品事業者と落札事業者が共謀して売買の意思がないのかかわらず行った等の不自然な取引であると当社が判断した場合、当社は当該車両の売買契約の解除をすることが出来るものとします。また、正常な手順を経ずに落札となった場合、当社は、当該車両の落札日より10日以内に限り、当該車両の売買の解除をおこなうことが出来るものとします。

2. 前項において、当社が不自然な取引であると判断した場合、落札事業者は当社に契約解除ペナルティを支払い、当社はこれを出品事業者に支払うものとします。

第40条（本件サービスの利用制限および利用停止）

1. 当社は、U c a r P A C事業者会員が以下のいずれかに該当すると判断した場合、事前に当該事業者会員に通知することなく、U c a r B I D利用契約締結の拒否、本件サービスの利用禁止または一部もしくは全部の提供停止、その他当社が必要かつ適切と判断する措置をとることができるものとします。なお、当社は、当該措置の理由について一切の開示義務を負わず、当該措置によって当該会員に生じた損害や不利益について、一切の責任を負わないものとします。

(1) 登録メールアドレス、電話番号、住所等によって通知・連絡できない場合

(2) 債務超過、無資力その他支払能力がない場合

(3) 破産、民事再生その他の倒産手続開始の申立てが行われたもしくは自ら行った場合または任意整理を開始した場合

(4) 意思能力・行為能力を有しない場合

(5) 過去に本規約に違反し、本件サービスの利用停止となつたことがある場合

(6) 役職員または取引先が反社会的勢力に属しているもしくは関与していることが判明した場合

(7) 譲渡書類の提出を遅延している場合

(8) 当社への支払いまたは返還を遅延している場合

(9) 名義変更の手続きを遅延している場合

(10) その他当社が必要と判断した場合

(11) その他本件サービスの利用を継続することが適当でない場合

2. 当社は、U c a r P A C事業者会員が前項各号に該当するか否かを確認するために、当社が必要と判断する本人確認等の確認を行うことができ、当該確認が完了するまで本件サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。当社は、当該提供停止によって当該事業者会員に生じた損害や不利益について、一切の責任を負わないものとします。

第6章 雑則

第41条（機密保持）

U c a r P A C事業者会員は、本規約の内容およびU c a r B I D利用契約に関連して開示を受けた、または知り得た相手方の技術上、販売上その他業務上の一切の情報（以下「機密情報」といいます。）につき最大限の注意をもって秘密を保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩してはならないものとします。ただし、公知の事実または当事者が独自に知り得た事項についてはこの限りではないものとします。なお、U c a r P A C事業者会員は自社の従業員に機密を保持すべき義務を遵守させるため、適切な措置をとるものとします。

第42条（ユーザー情報の取り扱い）

1. U c a r P A C事業者会員は、ユーザー情報を個人のプライバシーに係る情報として厳重に注意して取り扱うと同時に、ユーザー情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止する適切な措置を講じるものとします。また、U c a r P A C事業者会員はユーザー情報を利用する場合、善良な管理者の注意義務をもって企業秘密として管理するものとします。

2. U c a r P A C事業者会員は、ユーザー情報をあらかじめユーザーの許諾が得られている名義変更手続の範囲に限定して利用するものとします。また、ユーザー情報をあらかじめ得られているユーザーからの許諾の範囲を超えて利用する場合には、U c a r P A C事業者会員において、再度、あらためて当該超過利用範囲に係るユーザーの利用許諾を得るものとします。なお、U c a r P A C事業者会員は、ユーザー情報を取引に利用する場合、関連法規を遵守した利用を行うものとします。

3. U c a r P A C事業者会員は、個人情報保護に関する法律および当社の定める各種個人情報保護方針等に反するようなユーザー情報の利用を行わないこと、当社の信用を害するあるいはその恐れがある利用を行わないものとします。

4. U c a r P A C事業者会員は、方法の如何を問わず、ユーザーからの当該ユーザーの情報について破棄抹消等をする旨の依頼が生じた場合には、当該ユーザーの情報を、方法の指定がある場合にはその指示に従い、すみやかに完全なる破棄抹消等を行うものとします。なお、当社は、U c a r P A C事業者会員に提供したユーザー情報について、U c a r P A C事業者会員に再度提供する義務を負わないものとし、U c a r P A C事業者会員はこれを承諾するものとします。

5. 当社は、U c a r P A C事業者会員のユーザー情報の取り扱い状況について監査を実施することができるものとします。当該監査を実施した場合には、当社の指示に従い必要な資料等を提供することをU c a r P A C事業者会員は承諾するものとします。

6. 前項の監査の結果、U c a r P A C事業者会員の取り扱いが不適切なものと判明した場合には、当社はU c a r P A C事業者会員に対して是正を求めるとともに、U c a r P A C事業者会員は適切な是正措置を速やかに講じるものとします。なお、当該是正措置が講じら

れない場合には、当社はU c a r P A C事業者会員に対して本件サービスの提供を即時に停止することができるものとします。

7. ユーザー情報以外のその他お客様情報についても、前各項と同じものとします。

第43条（個人情報の取り扱い）

当社は、U c a r P A C事業者会員の個人情報を、当社が別途定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします

第44条（著作権）

本件サービスにおいて掲載されているデータ（写真・U c a r P A C査定車両情報・文字情報などを含みます。）の著作権および掲載情報を利用する権限は 当社に属するものとします。

第45条（損害賠償等）

1. U c a r P A C事業者会員は、U c a r B I D利用契約に基づく義務の履行に関して当社に損害（合理的な弁護士費用等を含みます。）を与えた場合、当社に対してその損害を賠償するものとします。

2. U c a r P A C事業者会員がペナルティの支払いを遅滞した場合、支払期日から完済に至るまでU c a r P A C事業者会員は当社に対し年14.6%の割合による遅延金を支払うものとします。

第46条（権利譲渡の禁止）

当社およびU c a r P A C事業者会員は、U c a r B I D利用契約から生じる権利、義務を第三者に譲渡しあるいは担保に供してはならないものとします。

第47条（再委託の禁止）

U c a r P A C事業者会員は本規約に基づき行う買取事業を、第三者に再委託することはできないものとします。ただし、U c a r P A C事業者会員がフランチャイズ契約を結んでいる他社に再委託する場合はその限りではないものとします。

第48条（営業行為等の禁止）

U c a r P A C事業者会員は、ユーザーまたは買取車両の旧名義人等に対し、以下の各号のいずれかに該当するまたは該当すると当社が判断する行為をしてはならないものとします。

- （1）当社を介在させずに営業行為をすること
- （2）買取代金の値引きを交渉すること
- （3）クレームまたは損害賠償請求をすること（訴訟提起や調停申立てを含むものとします。）

第49条（本規約等の変更）

当社は、状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合において、本規約の変更がU c a r P A C事業者会員の一般の利益に適合するとき又はその変更が本規約の目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものであるときには、本規約を任意に変更することができます（本規約の変更はU c a r B I D利用契約の変更となります。）。当社は、本規約を変更する場合、原則として、本規約を変更する旨、変更内容及び効力発生時期を本件サイト上で通知又は公表する方法によりU c a r P A C事業者会員に周知し、U c a r P A C事業者会員が本規約の変更後に本サービスを利用したことをもって、変更後の利用条件に同意したものとみなします。

第50条（契約終了後の措置）

1. U c a r B I D利用契約が、期間満了、解除その他の理由により終了した場合においても、未履行の債務があるときは、当該債務の履行に関してはなお本規約の各条項が適用されるものとします。
2. 第41条、第42条、第45条、本条、第51条、第55条および第56条の規定は、U c a r B I D利用契約の終了後もなお効力を有するものとします。

第51条（本件サービスの中断、変更、終了）

1. 当社は、本件サイトのメンテナンスや障害対応、天災等の不可抗力、その他当社が必要と判断する場合、事前にまたは、緊急のときは事後にU c a r P A C事業者会員に通知することにより、本件サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
2. 当社は、当社の判断により、いつでも本件サービスの全部または一部を変更または終了することができるものとします。
3. 当社は、前2項による本件サービスの中断、変更、終了によって会員に生じた損害や不利益について、一切の責任を負わないものとします。

第52条（免責）

当社は、以下の場合でも、法令または本規約で別に定める場合を除き、会員に生じた損害や不利益について、一切の責任を負わないものとします。

- （1）会員が、本件サービスを利用したことによって損害を被った場合
- （2）会員が、自らのコンピュータシステムまたは設備等の故障もしくは不調等、不測の事態により本件サービスを利用できず、損害を被った場合
- （3）当社のコンピュータシステムまたは設備等の故障もしくは不調等、不測の事態により当社が本件サービスを運営できず、会員が損害を被った場合

第53条（退会）

1. U c a r P A C事業者会員は、当社所定の方法で当社に退会の通知をすることにより、本件サービスから退会し、自己の会員登録を抹消することができるものとします。
2. U c a r P A C事業者会員は、退会にあたり、本件サービスに関し当社に対して負っている債務がある場合は、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払いをしなければならないものとします。
3. 退会後のU c a r P A C事業者会員の個人情報の取り扱いについては、第42条の規定に従うものとします。

第54条（分離可能性）

本規約またはU c a r B I D利用契約の一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、無効または執行不能と判断された部分を除く残りの規定部分は引き続き有効に存続するものとします。また、無効または執行不能と判断された部分は、有効となるために必要最小限の範囲で修正され、意図した法律的・経済的效果が最大限確保されるように解釈されるものとします。

第55条（準拠法）

本規約は、日本法を準拠法として解釈・適用されるものとします。

第56条（裁判管轄）

U c a r B I D利用契約に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とするものとします。

附則

2016年 9月 1日 改定

2017年 9月 1日 改定

2018年 3月13日 改定

2018年 8月 1日 改定

2018年12月 3日 改定

2019年 5月13日 改定

2019年 11月 1日 改定

2020年 4月 1日 改定